

令和元年度

定期監査等結果報告書

鈴鹿市監査委員

目 次

1	定期監査及び随時監査	
(1)	監査実施年月日及び監査対象	1
(2)	監査の内容	2
(3)	監査の方法	3
(4)	監査の主眼	3
(5)	監査の結果	3
	対象別事項	
	定期監査	
	上下水道局（上下水道総務課，経理課，営業課，水道工務課，下水道工務課，水道施設課）	4
	地区市民センター（地域振興部地域協働課）	6
	公民館（地域振興部地域協働課）	8
	子育て支援センター（子ども政策部子ども政策課）	9
	保育所（子ども政策部子ども育成課）	9
	随時監査	
	子ども政策部子ども政策課，子ども育成課	10
2	財政援助団体等監査	
(1)	監査実施年月日及び監査対象	12
(2)	監査の内容	12
(3)	監査の方法	12
(4)	監査の主眼	13
(5)	監査の結果	13
	対象別事項	
	財政援助団体監査	
	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会	14
	出資団体監査	
	鈴鹿市土地開発公社	15
	指定管理者監査	
	庄野宿資料館／庄野宿資料館運営委員会	16
	労働福祉会館／三重コニックス株式会社	16

1 定期監査及び随時監査

(1) 監査実施年月日及び監査対象

ア 定期監査

監査実施年月日	監 査 対 象
令和2年1月17日	上下水道総務課，経理課，営業課，水道工務課，下水道工務課，水道施設課
令和2年1月29日	飯野地区市民センター・公民館，深伊沢地区市民センター・公民館，鈴峰地区市民センター・公民館，神戸公民館 神戸保育所
令和2年1月31日	国府地区市民センター・公民館，庄野地区市民センター・公民館，天名地区市民センター・公民館 合川保育所，子育て支援センターりんりん
令和2年2月5日	石薬師地区市民センター・公民館，白子地区市民センター，河曲地区市民センター・公民館，住吉公民館，白子公民館，鼓ヶ浦公民館
令和2年2月7日	加佐登地区市民センター・公民館，玉垣地区市民センター・公民館，ふれあいセンター 玉垣保育所，河曲保育所，深伊沢保育所

以下は，書面監査を実施（実施期間 令和元年11月1日～令和元年12月27日）

	監 査 対 象
総務部	総務課，人事課，管財課，契約検査課，納税課，市民税課，資産税課
環境部	環境政策課，廃棄物対策課，開発整備課，清掃センター，クリーンセンター
子ども政策部	子ども政策課，子ども育成課，子ども家庭支援課
産業振興部	産業政策課，地域資源活用課，農林水産課，耕地課
都市整備部	都市計画課，市街地整備課，建築指導課，住宅政策課
教育委員会事務局	教育総務課，教育政策課，学校教育課，教育指導課，教育支援課
消防本部・消防署	消防総務課，消防課，予防課，情報指令課，中央消防署，南消防署
その他	公平委員会，選挙管理委員会事務局，監査委員事務局，農業委員会事務局

地域振興部地域協働課	牧田地区市民センター・公民館， 稲生地区市民センター・公民館， 箕田地区市民センター・公民館， 若松地区市民センター・公民館， 栄地区市民センター・公民館， 合川地区市民センター・公民館， 井田川地区市民センター・公民館， 久間田地区市民センター・公民館， 椿地区市民センター・公民館， 庄内地区市民センター・公民館 一ノ宮地区市民センター 清和公民館， 旭が丘公民館， 愛宕公民館， 一ノ宮公民館， 長太公民館， 郡山公民館
子ども政策部子ども育成課	牧田保育所， 白子保育所， 算所保育所， 西条保育所， 一ノ宮保育所
	国府幼稚園， 加佐登幼稚園， 旭が丘幼稚園， 白子幼稚園， 稲生幼稚園， 飯野幼稚園， 箕田幼稚園， 玉垣幼稚園， 神戸幼稚園， 栄幼稚園， 椿幼 稚園
教育委員会事務局	国府小学校， 庄野小学校， 加佐登小学校， 牧田小学校， 清和小学校， 明生小学校， 石薬師小学校， 白子小学校， 鼓ヶ浦小学校， 愛宕小学校， 旭が丘小学校， 稲生小学校， 飯野小学校， 河曲小学校， 一ノ宮小学校， 長太小学校， 箕田小学校， 玉垣小学校， 桜島小学校， 若松小学校， 神戸小学校， 栄小学校， 郡山小学校， 天名小学校， 合川小学校， 井田川小学校， 深伊沢小学校， 椿小学校， 鈴西小学校， 庄内小学校
	平田野中学校， 白鳥中学校， 白子中学校， 鼓ヶ浦中学校， 創徳中学校， 千代崎中学校， 大木中学校， 神戸中学校， 天栄中学校， 鈴峰中学校

イ 随時監査

監査実施年月日	監 査 対 象
令和2年2月12日	子ども政策部子ども政策課 鈴鹿市つどいの広場事業運営業務委託について
	子ども政策部子ども育成課 西条保育所駐車場に関連する工事について

(2) 監査の内容

- ア 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づき，財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて実施する。
- イ 地方自治法第199条第2項に基づき，事務の執行が法令等に則して適正に行われているかについて実施する。
- ウ 地方自治法第199条第5項に基づき，財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

(3) 監査の方法

定期監査においては、平成30年度及び令和元年度監査基準日までに執行した事務事業を対象に調書の提出を求め、その調書を基に、関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明聴取及び現地調査を行った。

なお、書面監査においては、提出された調書に基づき監査した。

また、随時監査においては、必要と思われる事務及び事業に関して、関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明聴取を実施した。

(4) 監査の主眼

監査を実施するに当たっては、次の事項を主眼とした。

- ア 予算の執行について、歳入の確保が適正か、歳出は経済的かつ効果的に執行されているか。
- イ 物品の管理状況について、その購入及び維持管理が適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- ウ 財産の取得、管理及び処分が適正かつ効率的に運用されているか。
- エ 公金の出納事務が適正に行われているか。
- オ その他、業務について、計画的、合理的かつ効率的に行われているか。

(5) 監査の結果

予算の執行及び経理については、適正かつ効率的な執行に努められており、概ね良好に処理されている。

また、所管する事務事業の推進に当たっては、法令等に則して概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）、所見（検討・努力を要する事項）、注意事項は次のとおりである。

対象別事項

定期監査

上下水道局

【上下水道総務課】

1 指摘事項

- (1) 平成 30 年度の臨時職員の賃金において、過払いが見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

2 所見

- (1) 平成 30 年度に策定した上下水道事業経営戦略における見通しよりも料金収入が減額しているため、中間年の見直しに向け状況を精査されたい。

3 注意事項

- (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 収受文書において

- (ア) 収受印がない。
(イ) 収受印が不鮮明である。

イ 決裁文書において

- (ア) 回議書に記載不備がある。

ウ 文書整理において

- (ア) 編綴誤りがある。

エ 臨時職員等関係書において

- (ア) 記載不備がある。

オ 郵便切手類受払簿において

- (ア) 記載不備がある。

カ 物品の管理において

- (ア) 備品番号シールを貼付していない。

キ 契約において

- (ア) 決裁漏れがある。

【経理課】

1 指摘事項 なし

2 所見 なし

3 注意事項

- (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 支出負担行為何において

- (ア) 添付書類に不備がある。

イ 契約において

(ア) 随意契約の根拠を明記していない。

【営業課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所見 なし
- 3 注意事項
 - (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
 - ア 収受文書において
 - (ア) 収受印がない。
 - (イ) 収受印が不鮮明である。
 - (ウ) 収受日に誤りがある。
 - イ 決裁文書において
 - (ア) 回議書に記載不備がある。
 - (イ) 訂正方法が適正でない。
 - (ウ) 添付書類に不備がある。
 - ウ 文書整理において
 - (ア) 文書登録をしていない。
 - エ 郵便切手類受払簿において
 - (ア) 記載不備がある。
 - オ 支出負担行為何において
 - (ア) 記載不備がある。
 - カ 物品の管理において
 - (ア) 備品台帳と整合がとれていない。
 - キ 補助金において
 - (ア) 決裁内容等に不備がある。
 - (イ) 添付書類に不備がある。

【水道工務課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所見
 - (1) 発注工事の現場精査等に伴う変更契約が多数見受けられるので、十分精査の上、効率的に行うよう努められたい。
- 3 注意事項
 - (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
 - ア 収受文書において
 - (ア) 収受印がない。

【下水道工務課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所見
 - (1) 工事着手後、現場の状況による工法等の変更が見受けられるが、事前調査の精度を向上するなどして、変更によるコスト増の抑制に努められたい。
- 3 注意事項
 - (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
 - ア 出張命令簿において
 - (ア) 記載不備がある。
 - (イ) 保管方法に不備がある。
 - イ 物品の管理において
 - (ア) 備品台帳と整合がとれていない。

【水道施設課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所見
 - (1) 随意契約を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに説明責任を果たせるよう努められたい。
- 3 注意事項
 - (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
 - ア 収受文書において
 - (ア) 収受印がない。
 - イ 決裁文書において
 - (ア) 決裁方式が適正でない。
 - (イ) 回議書に記載不備がある。
 - ウ 契約において
 - (ア) 決裁漏れがある。
 - (イ) 契約内容等に不備がある。
 - (ウ) 契約書の内容に記載不備がある。
 - (エ) 関係書類に記載不備がある。
 - (オ) 実績報告書に記載不備がある。

地域振興部地域協働課

【地区市民センター】

- 1 指摘事項
 - (1) 私有自動車等の公務使用を承認するに当たって、当該取扱要綱に適合しない取扱い

が見受けられるので、改善されたい。

2 所見 なし

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 決裁文書において

(ア) 回議書に記載不備がある。

イ 現金等管理において

(ア) 保管方法に不備がある。

ウ 文書整理において

(ア) 編綴誤りがある。

(イ) 文書登録をしていない。

(ウ) 簿冊の文書名称等の記載がない。

(エ) 簿冊を作成していない。

(オ) 不要な文書が綴ってある。

エ 出張命令簿において

(ア) 余白があるが新個票を使用している。

(イ) 保管方法に不備がある。

オ 臨時職員等関係書において

(ア) 記載不備がある。

(イ) 追記方法に不備がある。

(ウ) 訂正方法が適正でない。

カ 粗大ごみ処理券受払簿において

(ア) 記載不備がある。

(イ) 訂正方法が適正でない。

(ウ) 残数確認をしていない。

キ 物品の管理において

(ア) 備品番号シールを貼付していない。

(イ) 備品台帳と整合がとれていない。

ク 窓口収入事務において

(ア) 保管方法に不備がある。

(イ) 記載不備がある。

(ウ) 連番での管理に不備がある。

ケ 団体の経理事務において

(ア) 入金伝票がない。

(イ) 出納簿がない。

(ウ) 伝票に記載不備がある。

(エ) 添付書類に不備がある。

- (オ) 押印漏れがある。
- (カ) 訂正方法が適正でない。
- (キ) 監査結果の確認に不備がある。
- (ク) 保管方法に不備がある。
- コ 公用車運転記録票において
 - (ア) 記載不備がある。
- サ 灯油等の管理方法において
 - (ア) 適正に保管されていない。

【公民館】

1 指摘事項

- (1) 私有自動車等の公務使用を承認するに当たって、当該取扱要綱に適合しない取扱いが見受けられるので、改善されたい。

2 所見 なし

3 注意事項

- (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
 - ア 物品の管理において
 - (ア) 備品番号シールを貼付していない。
 - (イ) 備品台帳と整合がとれていない。
 - イ 公民館使用許可申請書において
 - (ア) 追記方法に不備がある。
 - (イ) 調定票に記載不備がある。
 - ウ 公民館業務日誌において
 - (ア) 記載不備がある。
 - (イ) 訂正方法が適正でない。
 - エ 公民館管理費に関する経理事務において
 - (ア) 保管方法に不備がある。
 - オ 運営委託料に関する経理事務において
 - (ア) 領収書に記載不備がある。
 - (イ) 保管方法に不備がある。

(所管課に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【地域振興部地域協働課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 地域づくり協議会が所管する会計について、経理規程等の整備を検討されたい。
- (2) 各種団体等の預金通帳管理を行っている状況が見受けられるが、各団体の自主自立

の面からも各団体へ委ねるように指導されたい。

(3) 公民館運営委員会が所管する会計について、経理規程等の整備を検討されたい。

3 注意事項 なし

子ども政策部子ども政策課

【子育て支援センター】

1 指摘事項 なし

2 所見 なし

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 決裁文書において

(ア) 裏紙を利用している。

イ 支出負担行為伺において

(ア) 記載不備がある。

ウ 物品の管理において

(ア) 備品番号シールを貼付していない。

(イ) 備品台帳と整合がとれていない。

エ 公用車運転記録票において

(ア) 押印漏れがある。

(所管部局に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【子ども政策部子ども政策課】

1 指摘事項 なし

2 所見 なし

3 注意事項 なし

子ども政策部子ども育成課

【保育所】

1 指摘事項 なし

2 所見

(1) 年次有給休暇については、計画的な取得の推進に努められたい。

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 決裁文書において

(ア) 回議書に記載不備がある。

- イ 文書整理において
 - (ア) 簿冊の文書名称等の記載がない。
 - (イ) 文書登録をしていない。
- ウ 出張命令簿において
 - (ア) 記載不備がある。
 - (イ) 保管方法に不備がある。
 - (ウ) 余白があるが新個票を使用している。
- エ 臨時職員等関係書において
 - (ア) 記載不備がある。
- オ タクシーチケット受払簿において
 - (ア) 受払簿を作成していない。
 - (イ) 記載不備がある。
 - (ウ) 供覧をしていない。
- カ 物品の管理において
 - (ア) 備品番号シールを貼付していない。
 - (イ) 備品番号が不鮮明である。
- キ 主食代等の経理事務において
 - (ア) 請求書に記載不備がある。
 - (イ) 領収書の添付がない。
 - (ウ) 伝票に押印漏れがある。
 - (エ) 保管方法が適正でない。
- ク 灯油等の管理方法において
 - (ア) 適正に保管されていない。

(所管部局に対する指摘事項，所見及び注意事項)

【子ども政策部子ども育成課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所見
 - (1) 所管する保育所の監査を実施したので，その結果について，所管課として適正に指導されたい。
- 3 注意事項 なし

随時監査

【子ども政策部子ども政策課】

- 1 指摘事項
 - (1) つどいの広場事業運営業務委託については，平成 27 年度定期監査における指摘事項

である事業内容の事前確認が実施されていない。

また、業務完了に伴う精算なども適切に実施されていない。早急に改善されたい。

- 2 所見 なし
- 3 注意事項 なし

【子ども政策部子ども育成課】

- 1 指摘事項
 - (1) 平成30年度西条保育所駐車場整備に係る工事等については、分割発注の必要性について説明責任が果たされていない。今後は改められたい。
- 2 所見 なし
- 3 注意事項 なし

2 財政援助団体等監査

(1) 監査実施年月日及び監査対象

ア 財政援助団体監査

監査実施 年月日	監 査 対 象 (所 管 課)	補助金 ※	
		平成 30 年度	令和元年度
令和 2 年 1 月 24 日	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 (健康福祉部健康福祉政策課)	133,318,000 円	126,849,000 円

イ 出資団体監査

監査実施 年月日	監 査 対 象 (所 管 課)	出資金 ※	
		平成 30 年度	令和元年度
令和 2 年 1 月 24 日	鈴鹿市土地開発公社 (総務部管財課)	10,000,000 円	10,000,000 円

ウ 指定管理者監査

監査実施 年月日	監 査 対 象 (所 管 課)	指定管理料 ※	
		平成 30 年度	令和元年度
令和 2 年 1 月 24 日	庄野宿資料館指定管理者/ 庄野宿資料館運営委員会 (文化スポーツ部文化財課)	1,557,000 円	1,557,000 円
令和 2 年 1 月 24 日	労働福祉会館指定管理者/ 三重コニックス株式会社 (産業振興部産業政策課)	14,396,400 円	13,952,000 円

※ 補助金については、平成 30 年度交付確定額、令和元年度交付決定額、出資金については残高、指定管理料については、平成 30 年度決算額、令和元年度支払予定額を表す。

(2) 監査の内容

地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、財政援助、出資又は指定管理を行っている団体に対し、関係法令等及び協定に則して出納その他の事務が適正に執行されているかについて実施する。

(3) 監査の方法

平成 30 年度及び令和元年度監査基準日までに執行した事務事業等で当該財政援助に係るものを対象に調書の提出を求め、その調書を基に、関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明聴取及び現地調査を行った。

(4) 監査の主眼

監査を実施するに当たっては、次の事項を主眼とした。

ア 財政援助団体

- (ア) 補助等対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。
- (イ) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (ウ) 会計経理は適切か。
- (エ) 財産管理は適切か。
- (オ) 団体に対する所管課の指導監督は、適切に行われているか。

イ 出資団体

- (ア) 定款及び規程等が整備されているか。
- (イ) 設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (エ) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (オ) 団体に対する所管課の指導監督は、適切に行われているか。

ウ 指定管理者

- (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 利用料金等の収納は適正か。
- (ウ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。
- (エ) 他の事業との会計区分は明確か。
- (オ) 公の施設の管理に係る経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (カ) 利用促進のための努力はされているか。
- (キ) 団体に対する所管課の指導監督は、適切に行われているか。

(5) 監査の結果

各団体における事務処理は、概ね良好に執行されているものと認められた。

なお、各監査対象別の指摘事項(修正・改善を要する事項)、所見(検討・努力を要する事項)、注意事項は次のとおりである。

対象別事項

財政援助団体監査

【社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会】

1 指摘事項

(1) 定款及び平成30年度決算に伴う財務諸表に一部記載誤りが見受けられるので修正されたい。

2 所見 なし

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 臨時職員等関係書において

(ア) 訂正方法が適正でない。

(イ) 押印漏れがある。

(ウ) 記載不備がある。

イ 経理関係書において

(ア) 追記方法に不備がある。

(イ) 添付書類に不備がある。

(ウ) 伝票に記載誤りがある。

(エ) 請求書に記載不備がある。

ウ 契約において

(ア) 契約書の訂正方法が適正でない。

(イ) 契約書の割印がない。

エ 補助金関係書において

(ア) 編綴誤りがある。

オ 物品管理において

(ア) 備品番号が不鮮明である。

(イ) 備品台帳と整合がとれていない。

カ 寄付受払簿において

(ア) 記載不備がある。

キ 払出整理簿において

(ア) 整理簿を作成していない。

ク 現金の保有において

(ア) 管理方法に不備がある。

(所管課に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【健康福祉部健康福祉政策課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 所管する社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会の監査を実施したので、その監査結果について、所管課として適正に指導されたい。

3 注意事項 なし

出資団体監査

【鈴鹿市土地開発公社】

1 指摘事項

- (1) 所有地の貸付けについては、内規に定める手続きにより適正な事務処理に改められたい。

2 所見 なし

3 注意事項

- (1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 決裁文書において

- (ア) 記載不備がある。

イ 文書整理において

- (ア) 編綴誤りがある

ウ 郵便切手類受払簿において

- (ア) 記載不備がある。

エ 経理関係書において

- (ア) 科目を誤って支払処理をしている。

- (イ) 伝票に記載誤りがある。

オ 使用許可申請書において

- (ア) 記載不備がある。

- (イ) 追記方法に不備がある。

- (ウ) 訂正方法が適正でない。

(所管課に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【総務部管財課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 所管する鈴鹿市土地開発公社の監査を実施したので、その監査結果について、所管課として適正に指導されたい。

3 注意事項 なし

指定管理者監査

【庄野宿資料館指定管理者/庄野宿資料館運営委員会】

1 指摘事項

(1) 賃金の支払については、経理規程第7条に定める手続きにより適正な事務処理に改められたい。

2 所見 なし

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 出勤関係書において

(ア) 訂正方法が適正でない。

イ 郵便切手類受払簿において

(ア) 追記方法に不備がある。

ウ 経理関係書において

(ア) 科目を誤って支払処理をしている。

(所管課に対する指摘事項、所見及び注意事項)

【文化スポーツ部文化財課】

1 指摘事項 なし

2 所見

(1) 指定管理者である庄野宿資料館運営委員会の監査を実施したので、その結果について所管課として適正に指導されたい。

3 注意事項 なし

【労働福祉会館指定管理者/三重コニックス株式会社】

1 指摘事項

(1) 平成27年度の監査で指摘した協定書第7条に定める経理規程の作成や会計帳簿の分離がなされていないので、早急に改善されたい。

2 所見 なし

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

ア 調定票において

(ア) 誤記分の管理が適正でない。

イ 経理関係書において

(ア) 押印漏れがある。

ウ 現金の保有において

(ア) 管理方法に不備がある

(所管課に対する指摘事項, 所見及び注意事項)

【産業振興部産業政策課】

1 指摘事項 なし

2 所見

(1) 指定管理者である三重コニックス株式会社の監査を実施したので, その結果について所管課として適正に指導されたい。

3 注意事項

(1) 次の事項が見受けられるので, 留意されたい。

ア 物品管理において

(ア) 備品番号が不鮮明である。

(イ) 備品台帳と整合がとれていない。